

月刊労務パー

ふとした疑問はここで解決!

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 19

えっ、違うの?!

あいまいになりがちな

「使用者」「労働者」の範囲と定義

★ 社会保険法編 ★

以前16号では、労働法における「使用者」と「労働者」の定義と範囲を取り上げましたが、今月号では社会保険法を取り上げます。

健康保険法では

使用者と労働者の説明をする前に、ここでいう社会保険法の適用を受ける「適用事業所」の解説をします。健康保険の適用事業所は二種類あり、保険への加入が法律で定められ、強制されている事業所と、申請・認可の手続きを経て適用事業所となる、任意の事業所があります。

健康保険法で適用事業所となるのは、「常時5人以上の従業員を使用する個人経営の適用業種の事業所」と「常時従業員を使用する、国、地方公共団体又は法人の事業所」です。常時5人未満の従業員を使用する個人経営の事業所、常時5人以上の従業員を使用する個人経営の事業

所であっても、以下の事業所は保険加入の適用はありません。

- ① 農林水産業
- ② サービス業
- ③ 弁護士、税理士、社労士事務所などの法務業
- ④ 神社や教会などの宗教事業

事業所とは、工場、商店など、ある事業が行われる一定の場所をいい、適用業種とは、法律で定められている、製造業や建設業などをいいます。なお、非適用事業であっても、申請をして認可を受けると社会保険の適用を受けることができます。

健康保険法では、労働基準法や労働安全衛生法などのように「使用者」や「労働者」などと区別しての取扱いはせず、「被保険者」に該当するかどうかで、法律の適用を受けるかどうかを判断します。

被保険者には、二種類あり、前記の適用を受けた事業所に使用され、報酬の支払いを受けている者がある。

被保険者と、上記の被保険者要件を欠き、資格を喪失した者がある任意継続被保険者があります。「使用される」とは、事実上の使用関係をいい、「報酬」とは、賃金、給与、俸給、手当、賞与など、名称を問わず労働者が労働の対価として受けるすべてのものをいいます。ただし、以下の者は適用除外となります。

- ① 船員保険の被保険者、臨時に使用される者
- ② 所在地が一定しない事業所に使用される者
- ③ 季節的業務に使用される者、臨時的業務に使用される者
- ④ 国民健康保険組合の事業所に使用される者

被保険者となる具体例として「法人または団体の役員、理事、顧問、嘱託」などは、担当する業務に対して報酬が支払われ、かつ、法人等の機関により管理されている場合は被保険者となります。「試みの使用期間の者」は、実際に使用さ

厚生年金保険法では

厚生年金保険法でも健康保険法と同じように、法律上当然に適用を受ける「強制適用事業所」と事業主等の申請を経て適用を受ける「任意適用事業所」とがあります。また、被保険者にも以下のような種類があります。

- ① 当然被保険者
- ② 任意単独被保険者
- ③ 高齢任意加入被保険者
- ④ 第4種被保険者

当然被保険者とは、適用事業所に使用される70歳未満の者をいいます。任意単独被保険者とは、適用事業所でない事業所に使用される70歳未満(高齢任意加入は70歳以上)の者で、個人で加入を希望する者をいいます。

高齢任意加入被保険者と

は、適用事業所に使用される者であって、老齢や退職を支給事由とする年金給付など政令で定める年金を受けるために必要な被保険者期間に達しないうちに、70歳になって厚生年金保険の資格を喪失した場合に、これらの年金給付を受けるのに必要な最短の被保険者期間を満たすまで、被保険者資格を継続することを希望する者をいいます。

第4種被保険者とは、老齢厚生年金を受けるのに必要な被保険者期間に達しないうちに、定年退職などで厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した場合に、老齢厚生年金を受けるのに必要な最短の被保険者期間を満たすまで、任意に被保険者資格を継続する者をいいます。

また、被保険者の性別、従事する作業の種類、年齢等により以下のような「種別」に区分されています。

- ① 第1種被保険者(男性)
- ② 第2種被保険者(女性)
- ③ 第3種被保険者(坑内員、船員)
- ④ 第4種被保険者(被保険者資格喪失後の任意継続被保険者)

被保険者期間の計算

ここでいう「被保険者」ですが、適用事業所で使用される者は、適用除外の者を除いて、原則、被保険者となり、保険料を納めます。退職をした場合は、被保険者としての資格を喪失します。その「被保険者」としての期間には、月を単位とし、資格を取得した日の属する

月から喪失した日の属する月の前月までをいいます。資格を「取得」する日は以下の通りです。

- ① 適用事業所に使用されるようになった日
- ② 適用事業所でなかった事業所が適用事業所となった日
- ③ 適用除外されていた者が適用除外の事由に該当しなくなったとき

資格を「喪失」した日は以下の通りです。

- ① 死亡した日の翌日
- ② 適用または任意適用事業所に使用されなくなった日(退職日)の翌日
- ③ 適用除外事由に該当することになった日の翌日

被保険者の期間は、保険料を負担することになり、

所長の一言

健康保険法は、「業務外の疾病、負傷に保険給付する」となっています。従って、業務上の災害では保険証を使用できません。労災保険とは、「労働者災害補償保険」の略で、「労働者」となっていますから使用者(事業主)には適用されません。事業主がその業務で怪我をしたときは、どちらの保険もきかないという状況になります。この法の谷間問題は以前から議論されてきましたが、シルバー人材センターのお年寄りが、作業中の事故で保険給付を受けられないというところから、法の見直しとなるようです。(所長 堀井 潤)

ホームページURL **所長やスタッフのブログもあるよ!**
<http://www.horii-office.jp/index.html>
E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp
TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303

発行所 秋田市保戸野金砂町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所
本誌掲載の記事・写真などの著作権・配権を譲ります。
©社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 堀井 潤



社会保険料には、毎月の保険料と、賞与が支給された時の保険料があります。毎月の保険料は「標準報酬月額×保険料率」で計算され、賞与支給時は「標準賞与額(賞与支給額から千円未満を切り捨て)×保険料率」で算出して納めます。

毎月の保険料は、月単位で計算され、月の途中での資格の取得・喪失があっても、日割り計算ということはありません。

協会けんぽの保険料率は都道府県単位(秋田県は10.02%)で、厚生年金保険料率(16.766%)と40歳以上65歳未満の方が該当する介護保険率(料率は1.55%)は全国一律で定められています。

保険料は、被保険者と事業主が折半で負担します。事業主は毎月の保険料については、被保険者の前月分の保険料を給与から天引きできます。また、賞与の保険料については、賞与支給時に被保険者負担分を天引きできます。なお、賞与の保険料は、その月の分の保険料とあわせて納入します。

なお、育児介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等の期間について、健康、厚生年金保険の保険料は、被保険者・事業主とも、事業主の申出により、徴収されません。(社会保険労務士 佐々木 健)